

平成 27 年 4 月 28 日

社会資本整備審議会 御中

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会（連協）
会長 比留間 哲生

公共用地分科会の委員選任等について（要請）

拝啓 新緑の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、横浜環状南線につきましては、平成 26 年 8 月に国土交通省関東地方整備局及び東日本高速道路株式会社が土地収用法に基づく事業認定申請を行い、9 月 25 日に公告されました。

これに対し、地元住民は多数の意見書を提出すると共に、公聴会の開催を請求し、平成 27 年 1 月 30 日及び 31 日に開催された公聴会において住民から熱心な意見公述が行われました。

本来は事業評価監視委員会において十分な評価・審議が実施されなければなりません。横浜環状南線につきましては形式的な審議に終始し、地元住民の意見を無視した状態で推移し今日に至っています。この原因はいくつか考えられますが、委員の選定において住民の意見を理解・検討する能力を有する委員が選定されていなかったことが考えられます。

従いまして、今後社会資本整備審議会において横浜環状南線の建設の可否を審議される場合、横浜環状南線の建設に伴う「失われる利益」等の審議を含め、適切に事務が処理されるため、社会資本整備審議会令（平成 12 年 6 月 7 日 政令第 299 号）に基づき、地元の事情及び公害について周知している委員を臨時委員及び専門委員として選任すると共に、社会資本整備審議会運営規則第 5 条に基づき委員以外の者として地元住民の代表者に意見を述べる機会が与えられるよう要望します。

敬具

写送付先：池辺 このみ 殿
木村 陽子 殿
山田 洋 殿
小林 重敬 殿
高木 佳子 殿
田崎 史郎 殿
別所 恭一 殿